

取手市 A I デマンド型交通システム構築・運用事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

取手市 都市整備部 都市計画課

令和 8 年 8 月

1 事業名称

取手市 A I デマンド型交通システム構築・運用事業業務委託

2 事業目的

本事業は、取手市地域公共交通計画に基づき、市内の移動不便地域に居住する住民及び市内に居住する移動困難者（以下、「利用対象者」という。）に対し、日常生活において最低限必要となる通院や買い物における移動手段を確保するため、「ＡＩを用いた区域型デマンド交通」の導入に向けた実証運行実施にあたり、車両の予約・配車やルーティング等の、事業実施に必要なシステムの構築・運用に関して業務を委託するものである。

3 事業概要

(1) 事業内容

別紙「取手市 A I デマンド型交通システム構築・運用事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり

(2) 履行期間

契約締結の翌日から令和9年12月31日（金）まで

(3) 契約方法

最適事業者との随意契約

※ ただし、本事業に係る予算については、令和８年第３回定例会（９月議会）において補正予算を上程する予定であり、当該補正予算が議会において否決された場合には当該契約を締結しない。

(4) 事業予算額（消費税及び地方消費税を含む）

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで：上限額22,953千円

令和9年4月1日（木）から同年12月31日（金）まで：上限額9,178千円

(5) 担当部署（問合せ及び書類の提出先）

部署名：取手市 都市整備部 都市計画課

住 所：〒302-0025 茨城県取手市西2丁目35-3 分庁舎2階

電話：0297-74-2141（内線）3113

メール：toshikeikaku@city.toride.ibaraki.jp

担当：沖渕、伊藤

4 プロポーザル方式採用の理由及び種別

本事業は、利用対象者を効率的に目的地まで輸送するためのルーティングや車両への適切な予約配分等をＡＩを用いて行うシステム開発、運行におけるトラブル発生時の対応など、取手市プロポーザル方式実施要綱第３条第６項に当たる、高度な技術力、開発力及び経験を求められる業務であるため、公募型のプロポーザル方式を採用するものである。

5 最適事業者決定までのスケジュール(予定)

内容	期日等
公募開始（公告日）	令和8年 8月13日（木）
質問の受付期限	令和8年 8月19日（水）15時まで
質問への回答（市ホームページに掲載）	令和8年 8月21日（金）まで
参加表明書等の提出期間	令和8年 8月24日（月）から 令和8年 8月28日（金）17時必着
資格審査結果通知	令和8年 8月31日（月）まで
企画提案書等の提出期間	令和8年 8月31日（月）から 令和8年 9月 4日（金）17時必着
辞退届の受付期限	令和8年 9月 4日（金）17時必着
書類審査結果通知	令和8年 9月18日（金）
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和8年10月 1日（木）
プレゼンテーション審査結果通知	令和8年10月 2日（金）
最適事業者との契約締結	令和8年10月 5日（月）

※スケジュールは予定であり、都合により変更する場合があります。

6 参加資格要件

（1）参加者の構成

本プロポーザルに参加する者は、仕様書に示す全業務を実施することが可能な単体の企業（以下、「事業者」という。）又は、複数の企業で構成されるグループ（以下、「共同事業体」という。）とする。

（2）参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の①及び②の要件を全て満たす者とする。

①事業者及び共同事業体（全構成員）に共通する参加資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない者であること。

イ 取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領(昭和61年5月1日制定)又は取手市物品調達等の契約に係る指名停止等措置要領(平成6年告示第31号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをした者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けたものでないこと。

エ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと。

オ 取手市建設工事等に係る暴力団等の排除対策措置要綱(平成3年告示第11号)に基づく指名除外等の措置を受けていないこと。

②業務実績に関する参加資格

過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）において、AIを用いたデマンド型交通のシステム導入及び運行管理に関する業務を受託した実績があり、自主運営事業や本格運行（実証を除く）支援実績などに基づく支援ノウハウを有すること。なお、共同事業体で受託した場合は、代表者として受託した実績に限る。

7 資格の喪失・失格

参加表明書を提出した事業者又は共同事業体（以下、「事業者等」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、参加資格を喪失又は失格とする。

- （1）提出書類の提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
- （2）提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されておらず、期日までに補正されない場合
- （3）「6 参加資格要件」を満たしていないと判断された場合、又は契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- （4）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （5）見積額が「3（4）事業予算額」の上限額を超えている場合
- （6）後記「11（3）第2次審査（プレゼンテーション審査）」に正当な理由なく欠席又は遅刻した場合
- （7）選考の公平性を害する行為があった場合
- （8）契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- （9）上記（1）から（8）までに定めるものの他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等、「取手市デマンド型交通実証運行事業に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）の委員長が失格であると認めた場合

8 書類の配布

本市ホームページに掲載（本実施要領、仕様書、各種様式等）。

各種様式等については、本市ホームページからダウンロードにより入手すること。

URL：

https://www.city.toride.ibaraki.jp/toshikeikaku/jigyosha/nyusatsu/proposal/ai_demand_kotsu.html

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関し質疑がある場合は、質問書（様式1）を提出すること。

（1）提出方法

電子メールでのみの受付とする。開封確認の設定をした上で提出し、土日祝日を除いて24時間以内に開封確認メールが届かない場合は、電話にて問い合わせること。

電子メールの件名は、「デマンド型交通公募型プロポーザルに関する質問（事業者等の名称）」とし、本文には「事業者等の名称、担当者の所属、氏名及び連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）」を明記すること。

（2）提出期限

令和8年8月19日（水） 15時まで

（3）回答方法

令和8年8月21日（金）までに、事業者等の名称を伏せ、同趣旨の質問はまとめた上で回答を本市ホームページに掲載することとし、個別回答はしない。

10 参加表明書等及び企画提案書等の提出

（1）提出書類

①参加表明書等【提出部数：各1部】

ア 取手市公募型プロポーザル方式参加表明書（様式2-1）

※共同事業体の場合は、（様式2-2）～（様式2-4）を提出すること。

イ 会社概要書（様式2-5）

※共同事業体の場合は、代表者以外の構成員についても提出すること。

ウ 業務実績書（様式2-6）

エ 業務内容実績確認書（様式2-7）

②企画提案書等【提出部数：各9部（正本1部、副本8部）】

ア 取手市公募型プロポーザル方式企画提案書提出書（様式3-1）

※共同事業体の場合は、（様式3-2）を提出すること。

イ 企画提案資料（任意様式）

ウ 業務実施体制調書（様式3-3）

エ 見積書（様式3-4）

オ 見積書内訳書（任意様式）

（2）提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること

（3）提出期間

①参加表明書等：令和8年8月24日（月）から令和8年8月28日（金）17時まで

②企画提案書等：令和8年8月31日（月）から令和8年9月4日（金）17時まで

※持参の場合、受付は平日の8時30分から17時00分までとする。

※郵送の場合、各提出期間最終日の17時必着とする。

(4) 書類作成における留意事項

- ①企画提案資料を除き提出書類はA4縦型の片面印刷とし、長辺綴じで作成の上、ページ下部にページ番号を記載すること。
- ②フォントサイズは11ポイント以上とすること。
- ③企画提案資料は、表紙及び目次を除きA4版用紙両面印刷10枚以内(20ページ以内)とする。(A3版用紙を用いる場合は、A4版用紙2枚換算とする。)
- ④企画提案資料の作成に当たっては、次の順で項目を構成し、作成すること。
 1. 業務概要
 2. システム利便性・操作性
 3. システム効率性・汎用性・拡張性
 4. マネジメント・改善支援
 5. スケジュール
 6. 独自提案

(5) その他注意事項

- ①事業者等1者につき企画提案書等の提出は1件とする。
- ②企画提案書等の著作権は、事業者等に帰属する。ただし、本市は、最適事業者に特定された者が作成した企画提案書等の書類について、必要と認めるときは、当該最適事業者にあらかじめ了承を得てその一部又は全部を無償で複製し、転記し、又は転写することができるものとする。
- ③企画提案書等に含まれる特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、事業者等が負うものとする。
- ④企画提案書等提出後の資料の追加、変更、差し替え又は再提出は認めないものとする。ただし、本市が内容の補正等を求めた場合はこの限りでない。
- ⑤提出書類は、審査に必要な範囲で複製を作成する。
- ⑥本市は、提出書類を本業務の最適事業者の選定に係る目的以外に、事業者等は無断で使用しないものとする。
- ⑦指定する様式に適合しない書類は無効とする。
- ⑧提出書類は、返却しないものとする。
- ⑨提出書類の作成及び提出により生じる費用は、全て提案者の負担とする。
- ⑩提出書類について、本市より問い合わせを行う場合がある。

11 審査

(1) 選定方法

最適事業者を厳正かつ公平に決定するため、審査委員会を設置し参加資格及び企画提案内容等について審査・評価する。評価については、「審査基準表」に基づいて行う。

(2) 第1次審査(書類審査)

①第1次審査の対象者

参加表明書を提出した事業者等のうち、参加資格要件を満たすと認められた者(以下、「提案者」という。)を対象とする。

②審査内容

審査委員会は、提案者の企画提案書等をはじめとする提出書類の書類審査を行う。

③第2次審査対象者

後記「(5)①第1次審査の最低基準」の基準を超えた上位3者以内の提案者を第2次審査の対象とする。第1次審査の結果は、第2次審査の実施通知と併せて通知予定。

(3) 第2次審査(プレゼンテーション審査)

①第2次審査の対象者

第2次審査は「(2)③第2次審査対象者」で選定された提案者を対象とする。

②実施日・会場

実施日：令和8年10月1日(木) 予定

会 場：取手市役所藤代庁舎(取手市藤代700番地) 予定

※集合時間・集合場所等の詳細については、第2次審査の実施通知で指定する。

③審査内容

ア 企画提案資料に基づく概要説明のプレゼンテーションに加え、実演(利用者側、ドライバー側、管理者側それぞれの操作など。また、ドライバー側の操作に関しては動画による説明も可とする。)を行うこととする。なお、実演を除き追加資料の提出は認めない。

イ 会場に入室できる者は1提案者5名以内とし、持ち時間は45分以内(説明25分、質疑20分)とする。

ウ 当日の順番は、参加表明書の到着順とする。

エ プロジェクター及びスクリーンは本市で準備する。パソコンその他の機器等を必要とする場合は持参すること(HDMI接続可)。

オ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。ただし、都市計画課職員は例外とし、また、内容の録画又は録音することができるものとする。

④最適事業者

後記「(5)②第2次審査の最低基準」の基準を超え、かつ、最も優れている提案を行ったものを最適事業者として選定する。

なお、第2次審査で平均評価点の最も高い者が同点で複数となった場合は、審査委員会の協議により最適事業者を決定するものとする。

⑤次席者

最適事業者の次に評価が高かった提案者のうち、平均評価点が配点合計の6割以上となった場合に限り、次席者として選定し、評価点が同点の提案者が2者以上あるときは、企画提案の評価点が高い提案者を上位とする。

(4) 審査基準

審査内容	審査項目	評価の視点
業務実施体制	業務実績	他自治体での実績において、本市が求める仕様に沿う実績があるか。
	人員体制	必要な専門的知見・経験を有し、かつ人員が十分に配置されているか。
提案内容	業務理解	仕様書の要件を充足し、本市の公共交通の現状と課題を踏まえた提案であるか。
	システム利便性・操作性	A I、I o T等の最新技術を活用し、利用者、運行事業者および本市いずれにとっても利便性・操作性の高いシステムであるか。
	システム効率性・汎用性・拡張性	運行効率向上の機能を有したシステムであり、将来の新たな交通サービス構築に向けた拡張性が期待できるか。
	マネジメント・改善支援	本業務を主体的にリードし、進捗を管理できるか。また、本業務に関する相談・支援を的確に実施できるか。
	スケジュール	実施スケジュールが現実的であり、柔軟な調整が可能なものであるか。
	独自提案	事業目的を踏まえた上で、専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、市民の生活の質的向上や地域の活性化に有効な提案であるか。 ※将来的なデマンド型交通の運用拡充の可能性を踏まえた提案も想定しているため、必ずしも実証運行期間中に実装するものではないことから、予算の内外は問わない。
価格	提案価格	提案価格は見積限度額内に収まっているか。

なお、配点の合計は100点とする。

(5) 最低基準

①第1次審査の最低基準

全委員の評価点の平均（以下、「平均評価点」という。）で50点以上とする。

②第2次審査の最低基準

第2次審査の平均評価点で60点以上とする。

ただし、1者となった場合の最低基準は、65点以上とする。

③小数点の処理

評価点の算出は小数点第2位までとし、小数点第3位以下を四捨五入とする。

(6) 審査結果の通知・公表

①資格審査の結果

令和8年8月31日（月）までに電子メールにて通知する。

②第１次審査（書類審査）の結果

令和８年９月１８日（金）を目途に電子メールにて通知し、その後、文書でも通知する。
提案者は、自身の評価結果について提示を求めることができる。

第２次審査の対象者は、第２次審査の実施も併せて通知する。

③第２次審査（プレゼンテーション審査）の結果

令和８年１０月２日（金）を目途に電子メールにて通知し、その後、文書でも通知する。
最適事業者の決定については市ホームページで公開する。

なお、審査結果に関する理由等については公表しない。

12 契約に関する基本事項

- （１）最適事業者として特定された者は、本市と本業務の仕様について協議し、その内容を決定し、契約（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約）を締結する。
- （２）契約にあたっては、仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本とする。
- （３）契約金額は、最適事業者が企画提案書等で示した本業務にかかる費用の合計金額とする。ただし、双方協議の上、提案のあった企画提案内容等を見直した場合はこの限りではない。
- （４）最適事業者に事故があり、契約締結が不可能となった場合又は最適事業者と協議が整わない場合、次席者と本業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。なお、最適事業者と契約が締結された場合、次席者へ速やかに連絡する。
- （５）（１）及び（４）における契約に関しては、令和８年第３回定例会（９月議会）に上程する、本事業に係る補正予算が議会において可決された場合に行うものであり、否決された場合には当該契約を締結しないものとする。